

**学校施設のあり方に関する検討**

# 学校施設のあり方に関する検討

4つの方向性(一部)			検討事項	
多様な教育活動ができる 学習集団の規模の確保	適正規模	小学校：12学級から24学級（1学年あたり2学級から4学級） 中学校：12学級から18学級（1学年あたり4学級から6学級）	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;">再編検討で具体化</div>	
	適正配置	小学校：おおむね4km、60分以内 中学校：おおむね6km、60分以内		
新しい時代の学びに対応 した教育環境の整備	連続性のある学びの推進	・小学校及び中学校の再編にあたっては、各々の学校規模を確保した上で、小中一貫教育の推進が図れるよう検討する		
	新たな学びへの対応	・個別最適・協働的な学び、探究的な学びを支える学習形態とそれらに必要な設備・空間を確保する ・ICTを効果的に活用した学びの充実に向けた環境を整備する		
安全・安心、快適に過ごす ことができる施設の整備	学校施設の安全性の確保 と機能性の向上	・学校施設の老朽化対策については、校区の再編時期やコスト等を総合的に勘案し、効果的な整備方法を選択しながら、計画的に進める ・防犯カメラの設置などによる安全性の確保を検討する ・ユニバーサルデザインによる誰もが使いやすい施設を検討する		
	多様なニーズへの支援	・特別支援学級等の体制及び環境整備の充実を図る ・サポートルームの環境整備に引き続き取り組み、子どもたちの心の安定を図ることのできる学校づくりを進める		
	児童生徒、教職員が快適 に過ごせる学校施設	・多様な学習活動を展開しやすくするため、施設更新時に教室の面積の見直しを検討する ・職員の業務スペースとして、職場環境の向上を図る ・教室以外の児童生徒の居場所として、多目的スペースやオープンスペースを検討する ・荷物（教材等）の置き場所や机の適正化を検討する		
学校と地域の連携の充実	地域とともにある学校の 推進	・地域の自然、歴史、文化、産業などを「教材」とした学習や、地域で活躍する様々な人々と連携した教育活動を展開し、子どもから大人までが学び合い、学び続けることのできる生涯学習の視点を踏まえた学習環境の充実を図る ・学校運営協議会等の活動拠点となるスペースの充実を図る ・部活動の地域展開による学校施設利用のあり方（施設の利用方法、教職員に負担のかからない施設開放のあり方、利用エリアの分離によるセキュリティの確保等）を含めた様々な課題について検討を進める		
	学校環境の向上に資する 学校施設の複合化の検討	・他施設との複合化も検討する ・他施設と複合化を行う場合には、利用エリアや動線を分け、学校の安全管理に留意する		
	避難施設としての防災機 能強化	・施設更新時に、防災拠点として必要な設備を計画的に整備し、災害時に地域住民が安心して避難できる環境を確保する ・浸水想定区域など地域特性を踏まえ、水害時にも機能する避難所として、安全性と継続性を高める		
				<b>① 多目的スペース等</b> <b>② 学校図書館</b> <b>③ 教具（電子黒板等）</b> <b>④ 防犯カメラの設置場所、目的の明確化</b> <b>⑤ ユニバーサルデザイン</b> <b>⑥ 特別支援学級</b> <b>⑦ サポートルーム</b> <b>⑧ 普通教室（ロッカー、机の大きさ含む）</b> <b>⑨ 管理諸室（校長室・職員室・事務室）</b> <b>⑩ 特別教室</b> <b>⑪ 校庭</b>  <b>⑫ 地域利用スペース</b>  <b>⑬ 複合施設の配置や動線の考え方</b> <b>⑭ 管理運営方法の考え方</b>  <b>⑮ 避難所として確保すべき機能</b> <b>⑯ 体育館</b>

## ⑧ 普通教室

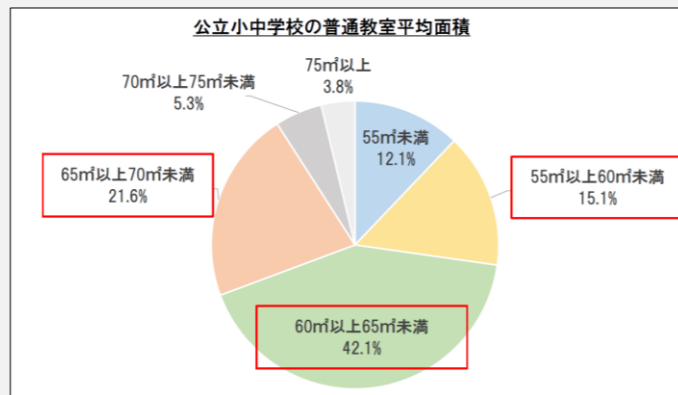
### ● 普通教室とは

- ・ クラス単位で通常の授業を受ける教室であり、児童生徒が大半の時間を過ごす生活の中心となる場。
- ・ 通常は前面にある黒板と対面する形で机が配置され、教師と児童生徒が向かい合っている。



### ● 現状と課題[面積]

- ・ 公立小・中学校の普通教室の平均面積は64㎡となっている。
- ・ 国庫補助基準面積では74㎡(昭和48年以降)とされているが、これは学校の補助基準面積を積算する際の一要素であり、教室の大きさを一律に決めているわけではなく、実態に合わせて各設置者が整備している。
- ・ 本市では、小学校で64.46㎡、中学校で69.11㎡が平均の面積である。
- ・ 近年では、電子黒板や充電保管庫の普及が進み、その分のスペースを確保すると適切な通路幅を確保できない。
- ・ 特別支援学級に在籍する児童生徒との交流授業を実施するため、あらかじめ必要なスペースを確保する必要があり、その分、教室として利用できる面積は相対的に小さくなる。



出典: 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」参考資料

#### 高砂市内の既存教室の基本寸法一覧

	奥行 (m)	開口 (m)	面積 (㎡)	廊下/OS (m)
高砂	7.20	9.00	64.80	2.50
荒井	8.00	8.00	64.00	3.00
伊保	7.20	9.00	64.80	2.68
伊保南	7.20	9.00	64.80	2.30
中筋	7.20	9.00	64.80	2.30
曾根	7.20	9.00	64.80	2.50
米田	7.00	9.00	63.00	2.50
米田西	7.20	9.00	64.80	2.30
阿弥陀	8.00	8.00	64.00	2.50
北浜	7.20	9.00	64.80	2.50
高砂	8.24	9.00	74.16	2.38
荒井	7.50	9.00	67.50	2.50
竜山	7.50	9.00	67.50	2.50
松陽	7.50	9.00	67.50	2.50
宝殿	7.33	9.00	65.97	2.40
鹿島	8.00	9.00	72.00	2.50

高砂市立学校の普通教室寸法は、小学校で63.00㎡(米田小学校)～64.80㎡(7校)、中学校で65.97㎡(宝殿中学校)～74.16㎡(高砂中学校)となっている。廊下寸法は、2.30㎡(中筋・米田西小学校)～3.00㎡(荒井小学校)となっている。

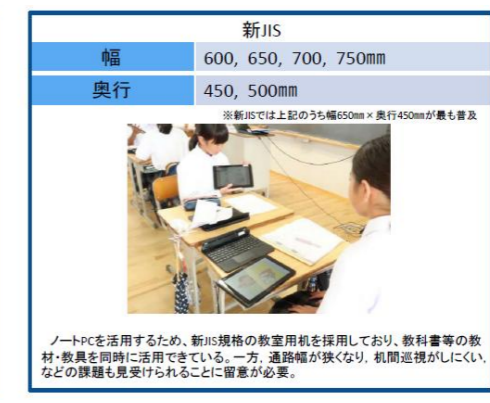
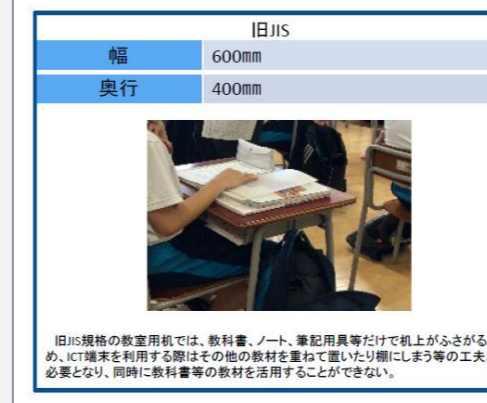
※奥行・開口ともに壁芯で計測



- ・ 教材の拡大に伴うランドセルの肥大化、荷物の増加により、既存ロッカーでは収まりきらない。

### ● 現状と課題[教室用机]

- ・ 教室用機の寸法はJIS規格で規定。旧JIS(幅600mm×奥行400mm)と、その1.2倍の広さの新JIS(幅650mm×奥行450mm)が普及している。
- ・ 1人1台情報端末の常時活用に適した新JIS規格の教室用機の計画的な整備とともに、適切な身体的距離を保ちつつ多様な学習形態に柔軟に対応できる教室環境の整備が必要。



出典: 文部科学省「学校施設整備関連データ・参考資料」

#### ◎旧JIS規格の教室用机における支障の実態

旧JIS規格の教室用机では、ICT端末を活用する際には机上が狭く、教科書等の教材を広げられない、ICT端末や教材を落とすなどの支障がある。

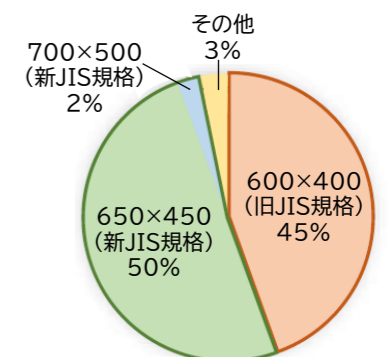
#### ◎新JIS規格の教室用机における課題

新JIS規格の机はより広く、ICT端末や教材・教具等を同時に使用できる一方、通路幅が狭くなり机間巡視がしにくい、重くなる、などの課題がある。

- ・ 本市では、新JIS(幅650mm×奥行450mm)を採用している。

#### 小中学校の教室用机の使用状況

旧JIS規格の机(幅600mm×奥行400mm)と新JIS規格の机(幅650mm×奥行450mm等)の使用状況は **概ね半々**



出典: 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」参考資料

### ● 基本的な考え方(他市の記載例)

#### (神奈川県小田原市)

- ・ 普通教室は、文部科学省の補助基準を最低ラインとして、可能な限り広い面積で整備するとともに、可動式の間仕切り壁を設置する等、多様な学びのスタイルや時代の変化に柔軟に対応できる拡張性と可変性を確保する。
- ・ 新JIS規格の机(65cm×45cm)等を導入するほか、その他の家具・教具についても時代の変化に応じて多様な学習活動が展開しやすいものを導入する。
- ・ ロッカーや充電保管庫等、収納は十分な広さと機能を確保する。

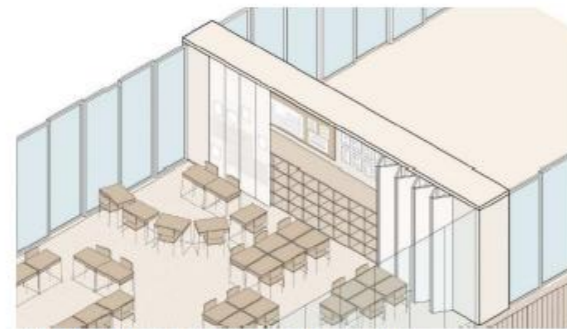
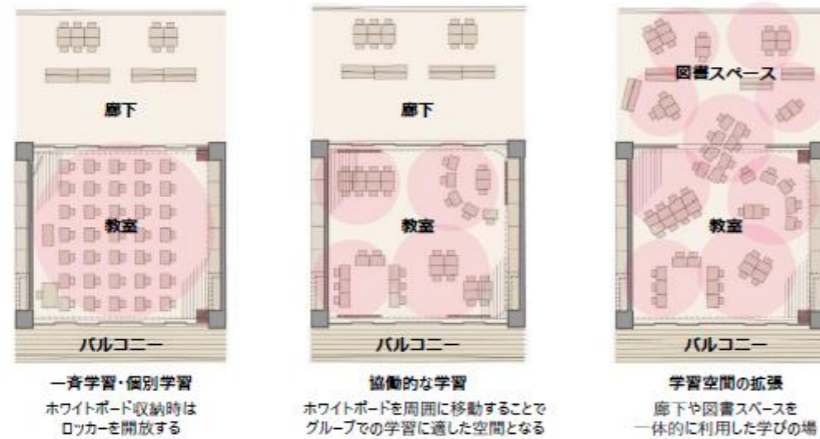
#### (東京都渋谷区)

- ・ 一斉学習のみならず、協働的な学習等を想定した4面ホワイトボード(可動式)等を設える。
- ・ 廊下を活用できるように、教室と廊下の間仕切りは可動式とし、開口部を十分確保できるようにする。
- ・ 廊下はコミュニケーションを促す生活空間として教室と一体的に活用し、多様な活動を展開するスペースとする。

● 他市事例

事例 教室の使い方・教室面積の検討例(東京都渋谷区)

● 教室の使い方検討



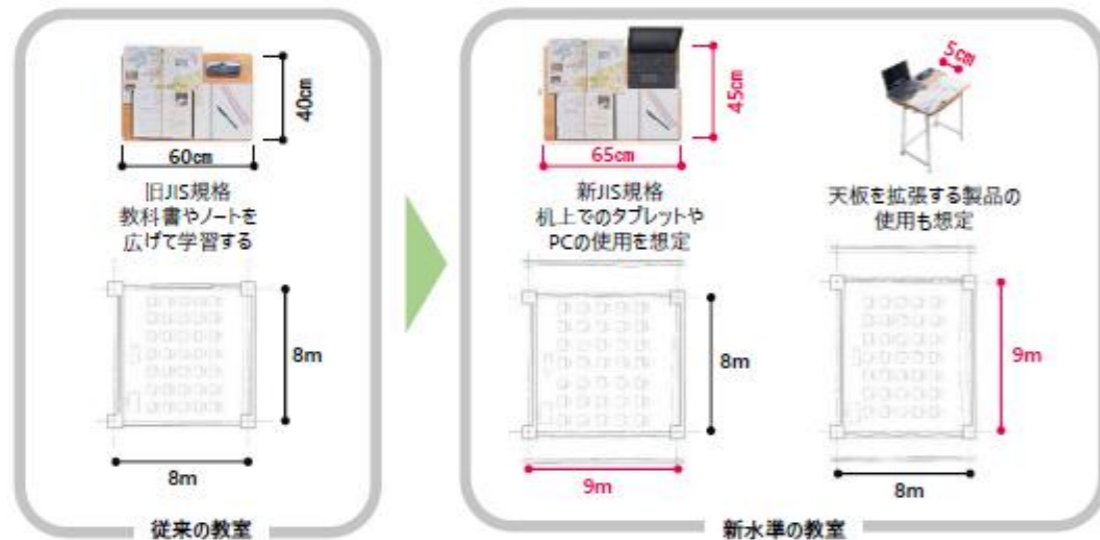
通常利用時はホワイトボードを畳んでロッカーはオープンに利用  
地域開放時はホワイトボードを閉めて施錠し、ロッカー内の児童・生徒の私物を守る

**教室**  
～従来の教室の枠を超えた  
学びの場を整備～

様々な人数や形態に応じた  
多様な学びを展開するため  
柔軟に拡張できる教室

- ・一斉学習のみならず、協動的な学習を想定した4面ホワイトボード(可動式)を設える。
- ・廊下を活用できるように、教室と廊下の間仕切りは可動式とし、開口部を十分に確保できるようにする。
- ・廊下はコミュニケーションを促す生活空間として教室と一体的に活用し、多様な活動を展開するスペースとする。

● 机の大きさを踏まえた教室の広さの目安



出典:「渋谷区『新しい学校づくり』整備方針～学校施設の未来像と建て替えロードマップ～」  
(令和5年3月改訂) 渋谷区教育委員会

● 国による考え方・留意点

「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告(令和4年3月)

第2章 新しい時代の学びの実現に向けて解決すべき学校施設の課題

(2) 学校施設の機能面等における現状と課題

(教室面積及び多目的スペースの整備状況)

- ・ 公立小中学校の普通教室の平均面積は64㎡であり、約7割の教室が65㎡未満となっている状況である。また、普通教室には子供たちの荷物収納ロッカーや掃除用具入れ、配膳台等が置いてあるなど日常的な生活機能も有している。

(教室用機の状況)

- ・ 学校で使用されている教室用機について、旧JIS規格の机(幅600mm×奥行400mm)では、ICTを活用した授業の際に机の大きさが原因で机の上で教材等を自由に広げることができない、教材等が落ちてしまうなど、約8割の学校が支障を感じている状況である。新JIS規格の机(幅650mm×奥行450mm等)はより広くICT端末や教材・教具等を同時に使用できる一方、机間指導がしにくい、重くなるなどの課題が指摘されている。現状においては、旧JIS規格と新JIS規格が概ね半々の割合で使用されており、1人1台端末を前提とした学習への対応に課題がある。

第3章 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方

(2) 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方(5つの姿の方向性)

① 個別最適な学びと協動的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現する

ii) 多様な学習活動を展開できる教室空間

- ・ GIGAスクール構想の実現のためには、1人1台端末の確保や高速大容量通信ネットワーク環境のほか、それに対応した教室用機や大型提示装置、充電保管庫などの整備が求められることから、新しい生活様式への対応も相まって、平均面積64㎡の教室では、学級規模によっては空間的な余裕がない状況が発生する。
- ・ これらを踏まえ、多様な学習・活動の展開が可能となるよう、学校の建築時、あるいは、既存施設の改修時において、新しい生活様式や各学校の学級規模も考慮しつつ既存の面積資源の有効活用・再配分を行い、学習・活動内容を踏まえた教室面積の検討を推進する必要がある。一方、全体の施設規模や予算の制約、構造条件等により、容易に教室面積を広げることができない状況がある場合には、各学校等の実情を踏まえた創意工夫が重要である。

ii-1) 1人1台端末環境等に対応したゆとりある教室の整備

- ・ 端末を活用した多様な活動を展開できる教室空間を整備するための創意工夫の一つとして、施設の建築時に、一般的な教室計画によらず、1人1台端末環境等に対応した机や家具を配置することができ、また多様な学習・活動を展開できる教室面積を確保し整備することが有効である。なお、規模の設定に当たっては、児童生徒のみならず、教師の端末利用等を踏まえて検討することが重要である。

ii-1 関係: 多様な学習活動が展開できる空間



### ii -3) ロッカースペース等の配置の工夫等による教室空間の有効活用

- 日本における普通教室には子供たちの荷物を収納するロッカー、掃除用具入れ、給食配膳台等が置かれており、加えてGIGAスクール構想に伴い、1人1台端末の充電保管庫も教室内に設置される場合、学習活動のための実質的な教室面積は一層小さくなる状況が発生する。
- 教室内の空間を多様な学習活動に最大限生かすための創意工夫の一つとして、教室内のロッカーや充電保管庫等を教室外の目の届く場所に配置し、教室全体を学習活動のスペースとして活用するなどの工夫も有効である。例えば、普通教室と多目的な空間との仕切りを可動式のロッカーとし、活動に応じて教室を拡張して利用するなど、柔軟な発想で教室空間を広く使うことなどが考えられる。

ii -3 関係:ロッカースペースの配置を工夫した空間



### v) 設備や家具の工夫による多様な学習活動の展開・教室環境の充実

- 1人1台端末に対応した教室用机(新JIS規格)の整備を積極的に推進するとともに、大型提示装置や充電保管庫、カメラなどの通信装置等の遠隔会議システム、統合型校務支援システムの導入など、1人1台端末や遠隔・オンライン教育に適合した教室環境や教職員のためのICT環境整備を推進していく必要がある。黒板だけでなく、プロジェクタや大型提示装置などを活用することで、正面性のない空間となり、多角的な学習や活動の展開が可能となる。
- 室内空間を構成する要素として家具は重要であり、移動が容易な机、様々な大きさや高さの机、ロッカーなどの家具を、空間と合わせて有機的に配置することで、場面に応じた多様な活動の展開が可能になり、豊かな環境づくりにつながる。しかし、机や椅子などの家具は、施設整備とは別に検討され、施設の完成後に、活用イメージが共有されない形で選定される場合がある。少人数指導、対話や発表等、様々な学習シーンに応じて、スペースを柔軟に変更できたり、活発な議論を促したり、収納したりする観点からも、家具と空間を別々に捉え計画するのではなく、学びの空間を実現する不可分な要素として、家具も含め、一体的に学びの空間を計画・整備することが重要である。

## 小学校施設整備指針(令和4年6月改訂)

### 第4章 各室計画

#### 第2 学習関係諸室

##### 2 普通教室

- (1) 情報端末を活用した学習の円滑な実施も考慮し、多様な学習形態に対応する机、家具などの配置が可能な面積、形状等とするとともに、児童の生活の場としてふさわしく児童にとって魅力ある場として計画することが重要である。また、児童にとって安心して落ち着くことのできる場として計画することも重要である。
- (2) 十分な面積の掲示板を設けることが重要である。
- (3) 必要に応じ水栓、流し等の設備を設置することのできる空間を確保することも有効である。
- (4) 低学年用の普通教室は、生活科、図画工作等の教科学習や合科的な内容の学習が行われることを考慮して計画することが望ましい。
- (5) 収納棚その他の生活用設備は、児童のための動作空間とともに、教室の周辺部の日常的に目の届く位置に計画することが重要である。この際、普通教室と多目的な空間との仕切りを可動式の収納棚とし、活動に応じて教室を拡張して利用するなど、柔軟な発想で教室空間を計画することも有効である。
- (6) ICTを日常的に活用できる環境とすることが重要である。
- (7) 観察台等を、児童の活動空間とともに、窓側等に計画することが望ましい。その際、足掛りとならないようにし、併せて、墜落防止に配慮することが重要である。
- (8) 障害のある児童が通常の学級に在籍することがあることを踏まえ、必要に応じ、後述の「4 特別支援学級関係室」や「5 通級による指導のための関係室」の内容を準用する。

## 中学校施設整備指針(令和4年6月改訂)

### 第4章 各室計画

#### 第2 学習関係諸室

##### 2 普通教室

- (1) 小学校施設整備指針(1)と同文。(児童⇒生徒)
- (2) 特別教室型の場合には、国語・社会・数学等の特別教室を持たない教科の学習は普通教室で行うことになるため、これらの教科の学習に必要な施設・設備を備えることが望ましい。
- (3) 小学校施設整備指針(2)と同文。
- (4) 小学校施設整備指針(5)と同文。(児童⇒生徒)
- (5) 小学校施設整備指針(6)と同文。
- (6) 教科教室型の場合においてホームベース等を生徒の生活空間や学級活動を行う場等として計画するときは、動作空間とともに、少なくとも、持ち物、学級の備品等を収納し、保管することのできる収納家具を配置できる面積、形状等とすることが望ましい。
- (7) 小学校施設整備指針(8)と同文。(児童⇒生徒)

## ⑥特別支援学級

### ● 特別支援学級とは

- 小学校、中学校等において以下に示す障害のある児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置される少人数の学級であり、1学級あたり8名と定められている。

#### 【対象障害種】

弱視者、難聴者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、言語障害者、情緒障害者・自閉症者

- 普通教室では大人数に対して一斉に授業を行うが、特別支援学級では、一人ひとりの得意・不得意や障害の特性に合わせて、学習内容や進め方を工夫している。



出典：たかさご こどもの発達が気になる保護者応援ハンドブック 令和7年版

### ● 現状と課題[特別支援学級]

- 障害種別によって部屋が必要であり、一人ひとりのニーズに応じた環境整備をおこなっている。例えば、シャワーや専用トイレ、吸音対策など、公立小中学校での受け入れが決定してから対応しているため、入学までに間に合わない場合がある。
- 通常学級との交流授業を行っているため、普通教室と距離があるところでは移動に課題がある。



### ● 通級指導とは

- 小学校、中学校等において、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障害に応じた特別の指導を行う指導形態。

#### 【対象障害種】

弱視者、難聴者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、言語障害者、情緒障害者、自閉症者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者

### ● 現状と課題[通級指導教室]

- 通級による指導の指導時間は年間35単位時間～280単位時間とされており、本市では、1人あたり週1回の指導としている。
- 外から見えないようにパーテーションを設置したり、高さのある家具で見えないようにしたりするなど配慮が必要である。



### ● 基本的な考え方(他市の記載例)

#### (岐阜県各務原市)

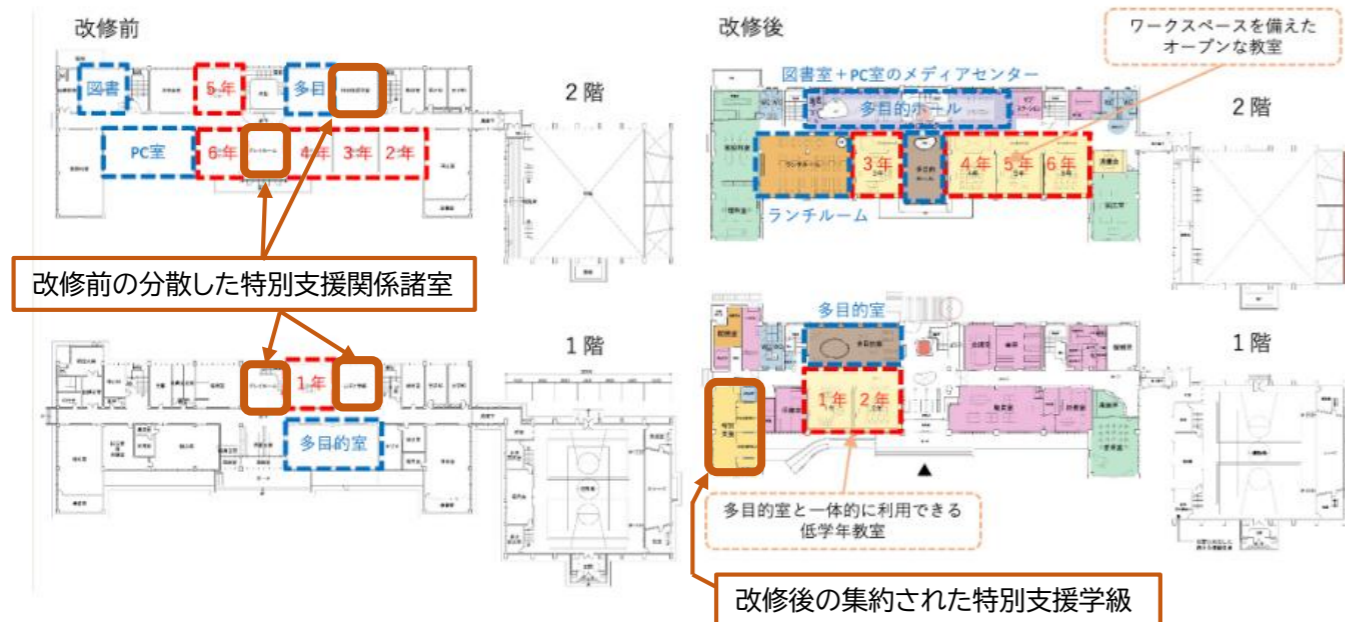
- 学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するための自立活動等の多様な学習活動等に柔軟に対応できる空間を確保します。
- 特別支援学級の児童生徒が、教職員や他の児童生徒からのサポートを得やすいように、また、学級の枠組みを超えて、児童生徒が安全かつ円滑に交流及び共同学習を行うことができるように配置や動線に配慮します。

#### (東京都町田市)

- 特別支援学級のトイレは、児童・生徒が利用しやすい位置に配置するものとし、一体または近接してシャワー設備を整備することが望ましい。

● 他市事例

事例① 分散していた特別支援学級を改修により集約  
(北海道寿都郡黒松内町立黒松内小学校)



- ✓ 1981年(昭和56年)の竣工から30年以上が経過した新耐震基準以前の建物に対して、エコ改修を実施。「必要な耐震補強と老朽化改修による環境性能の向上」「多様な学習空間の創出と豊かな教育環境の形成を図り、環境に配慮した学校へ改修」を全体の考え方として、校舎内部は平面計画や内装を全て変更した。
- ✓ 改修前には分散していた特別支援学級を、3つの小教室と共用のワークスペースからなるワンルームの構成とし、保健室やバリアフリートイレを隣接して配置することで、落ち着いた教育環境を実現。
- ✓ 併せて、地域の防災拠点としてユニバーサルデザインに配慮し、スロープやエレベーターの設置。校舎内の移動や交流を容易にした。



改修前の昇降口



改修後の昇降口

出典:文部科学省 学校施設整備・活用のための共創プラットフォーム 新たな学校づくりのアイデア集  
[https://www.mext.go.jp/co-sha/ideas/case03\\_kuromatsunai.html](https://www.mext.go.jp/co-sha/ideas/case03_kuromatsunai.html)

事例② 小学校と特別支援学校の併設校  
(新潟県糸魚川市立糸魚川小学校・ひすいの里総合学校)



誰でも使いやすい、段差のない昇降口



シャワー室が隣接した多機能トイレ

- ✓ 車椅子や歩行補助具を利用する児童生徒も校舎内を移動しやすいように、廊下に段差のないバリアフリーな空間となっている。
- ✓ 改築前の旧校舎のトイレは窓が小さいため、暗く、臭いがこもって使いにくいという声が上がっていた。そこで、小学校の新校舎では子どもたちの居場所となる快適性にこだわり、総合学校では使いやすさを重視したトイレが造られた。

出典:文部科学省 学校施設整備・活用のための共創プラットフォーム 新たな学校づくりのアイデア集  
[https://www.mext.go.jp/co-sha/ideas/case\\_itoigawahisui\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/co-sha/ideas/case_itoigawahisui_00001.html)

## ● 国による考え方・留意点

### 「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告(令和4年3月)

#### 第2章 新しい時代の学びの実現に向けて解決すべき学校施設の課題

##### (2)学校施設の機能面等における現状と課題

###### (インクルーシブ教育システムの構築、バリアフリー化の状況)

- 令和2年、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び同法施行令(以下「バリアフリー法令」という。)の一部改正により、建築物移動等円滑化基準の適合義務の対象となる特別特定建築物に、公立の小中学校等が新たに位置付けられるとともに、既存の当該建築物についても同基準の適合の努力義務が課せられた(令和3年4月施行)。令和2年5月1日現在、公立小中学校等施設のバリアフリー化の状況は、バリアフリースレが65.2%、エレベーターが27.1%(いずれも校舎)などとなっており、既存施設も含め、学校施設のバリアフリー化の一層推進が必要である。
- また、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒の数は増加傾向にあるとともに、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒も増加傾向にある状況などを踏まえた検討が必要である。

#### 第3章 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方

##### (2)新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方(5つの姿の方向性)

###### ①個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現する

###### ix) 多様な教育的ニーズのある児童生徒への対応

###### (インクルーシブ教育システムの構築)

- 障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備が必要である。このため、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用し、障害の状態や特性等を踏まえつつ、特別支援学級や通級による指導のための環境整備のほか、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が安全かつ円滑に交流及び共同学習を行うことができるスペースや落ち着いて学習できるスペース、クールダウンできるスペース、医療的ケアの実施に配慮されたスペース等、適切な指導及び必要な支援を可能とする施設環境を確保することが重要である。
- 特別支援学級等については、児童生徒の増加傾向、年度による変動に対し、学級数の変化や配慮すべき施設環境の確保に柔軟に対応できるよう計画することが重要である。
- 答申で示された新しい時代の特別支援教育の在り方等を踏まえ、今後の特別支援教育を支える学校施設の在り方などについて具体的・専門的な検討を行うため、本協力者会議に「特別支援教育の在り方を踏まえた学校施設部会」を設置し精力的な検討を進めているところである。同部会の検討においては、特別支援学級等の教室配置について、施設全体の配置計画の中で、普通教室等との関連性に配慮して計画することや、特別支援学級や通級による指導のための教室に近接した位置に、排泄指導等にも対応した広さのバリアフリースレやシャワールーム等の必要な施設・設備を計画することなど、特別支援教育を支える学校施設の計画・設計上の配慮について多角的に検討されており、同部会における検討を踏まえた施設整備を推進する必要がある。

### 小学校施設整備指針(令和4年6月改訂)

#### 第4章 各室計画

##### 第2 学習関係諸室

###### 4 特別支援学級関係室

- 特別支援学級関係室の計画に当たっては、児童の障害の状態や特性等に応じ、特別支援学校施設整備指針を準用する。
- 周辺環境が学習生活面や安全面へ及ぼす影響が大きいことに留意し、特に良好な通風、換気及び自然採光等の環境条件及び十分な安全性の確保に留意して計画することが重要である。
- 障害の状態及び特性に応じ、各学年段階における各教科指導や、障害の状態の改善・克服を目的とする指導等の多様な学習活動等を円滑かつ効果的に行うことができるような室構成とすることが重要である。
- 特別支援学級の普通教室は、多目的教室等との役割分担を考慮しつつ、障害の特性、学習する内容等に応じた多様な指導方法のための各種の机配置が可能な面積、形状等とすることが重要である。
- 特別支援学級の普通教室は、音楽、家庭等の教科の実施に必要な設備の設置、収納及び整理のための空間を計画することが重要である。
- 特別支援学級の多目的教室は、図画工作における表現活動、体育等における各種運動、障害の状態の改善・克服を目的とする活動等を安全かつ円滑に実施するための活動空間を確保することのできる面積、形状等とすることが重要である。
- 特別支援学級の多目的教室は、設備、家具等の設置空間及び教材、教具等を保管するための収納空間を計画することが重要である。
- 障害のない児童との交流及び共同学習を行い、また、日常的な交流が促されるような空間を、普通教室、多目的教室及び生活・交流空間との関連を考慮して計画することが重要である。
- 各障害に対応した教室を計画する場合は、以下の点に留意することが重要である。
  - 言語障害に対応した教室とする場合、正しい構音の練習に利用する鏡、練習後の手洗いやうがい等のための設備を教室の周辺部に計画することが重要である。
  - 自閉症・情緒障害に対応した教室とする場合で、情緒障害への対応が必要な場合は、心理的な不安定さを考慮して、安心してリラックスできる落ち着いた環境を確保することが重要である。また、気持ちを落ち着かせることができる配色や質感に配慮することや、室内に精神的に疲労した時に休養できるスペースを設けることも有効である。

また、自閉症等への対応が必要な場合は、児童が落ち着き、安心して学びやすいよう、外部からの音や視覚的な刺激が制御できる環境を確保することが重要であり、蛍光灯のちらつきに対する過敏に配慮し、可能な限り自然光や白熱灯を選定することが望ましい。さらに、パニック等に十分配慮し、照明器具の防護、飛び出し防止等の安全性を確保するとともに、教室内の各々の区画の果たす機能が見てわかりやすいように整える、いわゆる「教室の構造化」に配慮して計画することが望ましい。

## 5 通級による指導のための関係室

- (1) 通級による指導のための関係室の計画に当たっては、児童の障害の状態や特性等を踏まえ、必要に応じ、特別支援学校施設整備指針又は「特別支援学級関係室」の内容を準用する。
- (2) 周辺環境が学習生活面や安全面へ及ぼす影響が障害のない児童に比較して大きいことに留意し、良好な環境条件及び十分な安全性の確保に留意して計画することが重要である。
- (3) 障害の状態及び特性に応じ、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導や、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら多様な学習活動を円滑かつ効果的に行うことができるような室構成とすることが重要である。
- (4) 個別指導又は小集団による指導のための教室は、障害の特性等に対応する机、家具などの配置が可能な面積、形状等とすることが重要である。また、空間の可変性を確保するため、可動間仕切を設置することも有効である。
- (5) 多目的室・プレイルーム等は、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする多様な活動を安全かつ円滑に実施するための活動空間を確保できる面積、形状等とすることが重要である。また、これらの活動に必要な設備、家具等の設置空間及び教材、教具等を保管するための収納空間を確保できる面積、形状等とすることが重要である。
- (6) 送迎や相談のために来校している保護者のための控室・相談室を計画する場合は、通級による指導のための教室や外来用玄関との連絡の良い位置に計画するとともに、必要な机、いす等の家具や設備等を配置できるような面積、形状等とすることが重要である。なお、通級する他校の児童及び保護者等の教育相談のための空間として計画することも有効である。
- (7) 通級による指導のための管理関係室を計画する場合は、既存の管理関係室との関連を考慮しつつ、事務処理のための机、椅子等の家具や機器等を適切に配置できる面積、形状等とすることが重要である。
- (8) 便所は、他校から来校する児童や保護者等の利用状況及び動線を考慮し、利用しやすい位置に男女別に計画することが重要である。各障害に対応した教室を計画する場合は、以下の点に留意することが重要である。
  - ① 言語障害に対応した教室とする場合、正しい構音の練習に利用する鏡、練習後の手洗いやうがい等のための設備を教室の周辺部に計画することが重要である。
  - ② 自閉症やADHD等に対応した教室とする場合、児童が落ち着き、安心して学びやすいよう、外部からの音や視覚的な刺激が制御できる環境を確保することが重要であり、蛍光灯のちらつきに対する過敏に配慮し、可能な限り自然光や白熱灯を選定することが望ましい。また、パニックや多動・衝動性等に十分配慮し、照明器具の防護、飛び出し防止等の安全性を確保することが重要である。自閉症に対応した教室とする場合、教室内の各々の区画の果たす機能が見てわかりやすいように整える、いわゆる「教室の構造化」に配慮して計画することが望ましい。
  - ③ 情緒障害に対応した教室とする場合、心理的な不安定さを考慮して、気持ちを落ち着かせることができる配色や質感に配慮することや、室内に精神的に疲労した時に休養できるスペースを設けることも有効である。

④ 弱視に対応した教室とする場合、児童一人一人の見え方や特性等を踏まえ、柔らかな光が得られるよう遮光カーテンや調光器等により室内の照度を適切に調節できるよう計画することが重要である。

⑤ 難聴に対応した教室とする場合、補聴器や人工内耳の利用等に配慮し、静寂で落ち着いた環境を整えるため、遮音性・吸音性等に配慮することが重要である。また、発音・発語の練習に利用する鏡、練習後の手洗いやうがい等のための設備を教室の周辺部に計画することが重要である。

⑥ 肢体不自由や病弱等に対応した教室とする場合、車いす等の使用や様々な補助用具を使用し、活動等に対応した面積、形状等とするとともに、体温調節が困難な児童に配慮し、室温等の調節等が可能な空間とすることが重要である。

## 6 特別の支援を必要とする児童のための指導上必要なその他の空間

通常の学級に在籍する情緒障害、自閉症やADHD等の障害のある児童が落ち着きを取り戻すことのできる小規模な空間は、外部からの音や視覚的な刺激が制御でき、かつ、安全性を十分考慮した面積、形状等とすることが重要である。

## 中学校施設整備指針(令和4年6月改訂)

### 第4章 各室計画

#### 第2 学習関係諸室

##### 4 特別支援学級関係室

(1)から(5)、(7)から(9)は小学校施設整備指針と同文。(児童⇒生徒)

(6)特別支援学級の多目的教室は、実施する各教科における学習内容、学習方法等に応じ必要となる活動、障害の状態の改善・克服を目的とする活動等を安全かつ円滑に実施するための活動空間を確保することのできる面積、形状等とすることが重要である。

##### 5 通級による指導のための関係室

小学校施設整備指針と同文。(児童⇒生徒)

##### 6 特別の支援を必要とする生徒のための指導上必要なその他の空間

小学校施設整備指針と同文。(児童⇒生徒)

## ⑦校内サポートルーム

### ● 校内サポートルームとは

- 学校には行けるが自分のクラスに入りづらい時や、気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用するなど、緩やかに学校復帰や在籍学級に復帰する多様な学びの場として校内教育支援センターの設置が促進されており、本市では、これを校内サポートルームと名付けている。

### ● 現状と課題

- 小・中学校における不登校児童生徒数は約34万6千人にのぼり、過去最多の状況となっている。(令和5年度)
- 本市では、令和6年度から市内全小中学校に校内サポートルームを設置し、教室に行きづらい児童生徒が安心して過ごせる居場所の確保に向け、不登校支援員が常駐し、個々のこどもの状況に応じて、多様な学びの場の提供と社会的自立を促すために支援を行っている。
- しかし、新型コロナウイルス感染症拡大期間を経て増加傾向にあり、今後、校内サポートルームのキャパシティが不足する可能性がある。
- 集中して一人で学べるようにパーテーションで仕切った個人スペースや少人数でワークショップができる大きな机、ソファや畳などのリラックスできる空間の確保など、実情に合わせた整備が必要である。



### ● 基本的な考え方

(千葉県習志野市)

- 各学校に校内教育支援センター(校内適応指導教室)を設置し、児童生徒一人ひとりが自分のペースで学習や生活ができるように、教育相談員の配置や教職員との連携により、その支援の充実を図る。

※多くの自治体では、校内サポートルームにあたる施設の整備方針は確認できない。

### ● 他市事例

#### 事例① 児童生徒の居場所となる校内教育支援センター (青森県事例 自治体・学校名非公開)

##### 小学校

- ✓ 校内教育支援センターの中央には、複数の児童と一緒に活動できる机が配置され、壁際に個別の学習スペースがある。
- ✓ 隣の相談室とつながっているため、スクールカウンセラーとの面談が気軽に行われている。校内教育支援センターの向かいには職員室となっており、日常的に多くの教職員が顔を出して児童とコミュニケーションをとっている。
- ✓ 教育委員会による加配教員が校内教育支援センター担当教員として常駐し、学習記録や活動状況を学級担任と情報共有している。定期的に児童及び保護者と面談をしており、最初は不安があった保護者も安心して校内教育支援センターに通わせている。



手前が共用スペース、奥が学習スペース



室内で行き来できる校内教育支援センターと相談室

##### 中学校

- ✓ 校内教育支援センターには生徒と一緒に活動できる丸テーブルが配置され、壁際に個別の学習スペースがある。非常口のすぐそばに設置され、生徒玄関を通過せず入室できる。
- ✓ 自治体の教育委員会による支援員2名が校内教育支援センターにほぼ常駐で配置されている。学級担任をはじめ、多くの教職員が気軽に顔を出し生徒と交流しているが常駐支援員と自治体からの派遣支援員がいることで、教職員の負担は軽減されている。
- ✓ 自治体の教育支援センター→校内教育支援センター→教室の流れができており、教室復帰や学校復帰を果たした事例がある。



左に個別の学習スペース、右に集団で活動できるテーブル



非常口のそばに設置されている

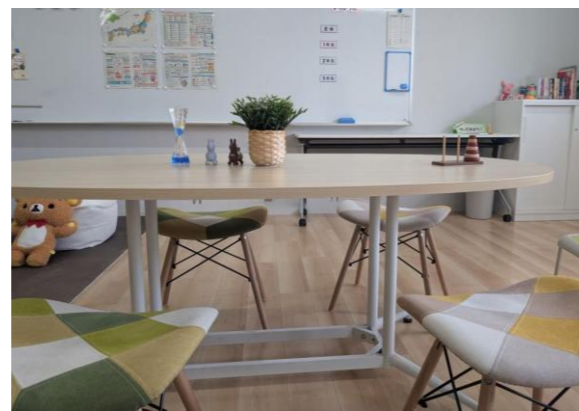
出典:「不登校児童生徒支援に関する検討会議提言書」(令和6年9月25日) 不登校児童生徒支援に関する検討会議 (青森県)

## ● 他市事例

### 事例② 交流スペースのある校内教育センター（東京都豊島区）



個別ブース化され、窓に目隠しされた学習ブース



多人数で集まることのできる、交流スペースを同時に設置

- ✓ 豊島区では、学校には行けるけれど自分のクラスには入れないときや、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたいときに利用できる、学校内の教室等を活用した部屋として、支援員が常駐した校内教育センターを区内全小中学校に設置している。
- ✓ 校内教育センターでは、個別の学習ブースに加えて利用者同士が交流できるスペースを設置している。

出典：豊島区ホームページ

[https://www.city.toshima.lg.jp/594/2504151324\\_special\\_support\\_room.html](https://www.city.toshima.lg.jp/594/2504151324_special_support_room.html)

## ● 国による考え方・留意点

### 「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告(令和4年3月)

#### 第3章 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方

##### (2)新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方(5つの姿の方向性)

###### ①個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現する

###### ix) 多様な教育的ニーズのある児童生徒への対応

###### (児童生徒の多様化への対応)

- 様々な困難に直面し、教室に入りづらい児童生徒や、不登校児童生徒などの多様な子どもたちに対応していくため、余裕教室の活用等により、教育相談や学習支援、生徒指導のための別室の整備を進めることが重要である。また、これらの支援の場や、保健室、保護者等のための相談スペース等について、ICTを活用した学習・指導が行える環境を整えとともに、安心して使用できるよう、リラックスできる場とすることが重要である。

### 小学校施設整備指針(令和4年6月改訂)

#### 第4章 各室計画

##### 第2 学習関係諸室

###### 17 教育相談室(心の教室)

- (1) グループ指導も可能となるよう必要な面積、形状等を確保するとともに、必要に応じ空間を仕切ることができるよう計画することが望ましい。
- (2) 児童と教師が個別に相談したり、児童が落ち着いて時間を過ごすための空間、教師が保護者等からの相談に応じる空間として計画することが重要である。
- (3) 児童の立ち寄りやすい位置に保健室との連携を考慮し計画することが望ましい。
- (4) 指導に必要な資料等の収納空間を、隣接して又は教育相談室内に確保することが重要である。
- (5) 必要に応じ、専門の相談担当者が常時業務に従事したり、アドバイザーを交えた関係者による事例研究ができるよう計画することも有効である。
- (6) 不登校児童の支援のための別室は、学校内で他の学習空間から独立した場所となるように配置し、暖かい家庭的な雰囲気の中で個別学習を行うことのできる空間として計画することが有効である。
- (7) 日常的にICTを活用した学習・指導を行うことができるよう、無線LANやコンセントの設置を計画することが重要である。

### 中学校施設整備指針(令和4年6月改訂)

#### 第4章 各室計画

##### 第2 学習関係諸室

###### 17 教育相談室(心の教室)

小学校施設整備指針と同文。(児童⇒生徒)

## ②学校図書館

### ● 学校図書館とは

- 学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、図書館資料を収集・整理・保存し、児童生徒及び教職員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに児童生徒の健全な教養を育成することを目的としている。

### ● 機能・役割

#### (1)児童生徒の「読書センター」及び「学習・情報センター」としての機能

- 読書センター**  
児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場
- 学習センター**  
児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする場
- 情報センター**  
児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする場

#### (2)教員のサポート機能

- 教員のために図書館資料の収集・整理・保存、供用を行う施設としても位置付けられているため、教科書指導のための研究文献や教師向け指導事務所、教材として使える図書などを集めて教員が使えるようにしたり、こうした図書資料のレファレンスや取り寄せ等のサービスを行ったことも重要。

#### (3)その他の機能

##### ①こどもたちの「居場所」の提供

昼休みや放課後には、教室内の固定された人間関係から離れ、児童生徒が一人で過ごしたり、年齢の異なる様々な人々とのかわりを持ったりすることができる場となるため、「心の居場所」としている児童生徒も少なくない。また、放課後はこどもたちが安全・安心に過ごせる場となる。

##### ②家庭・地域における読書活動の支援

地域住民全体のための文化施設として有効に活用できるようにすべきとの要請も多い。

### ● 現状と課題

- 学校図書館は、読書活動における利活用に加え、多様な情報資源を活用した主体的・対話的で深い学びを効果的に進める基盤であることが期待されており、1人1台端末の活用や個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を実現するための場として、メディアセンターやラーニングコモンズといった整備が多くなっている。

**メディアセンター**:書籍などの印刷メディアだけでなく、視聴覚メディアも含めて整備し、本来は専門職であるメディアスペシャリストによるサービスを提供する施設。

**ラーニングコモンズ**:複数の学生が集まって、電子情報も印刷物も含めたさまざまな情報資源から得られる情報を用いて議論を進めていく学習スタイルを可能にする「場」を提供するもの。効果的なものとするため、物理的環境(スペース)、情報・ICT環境(リソース)、人的支援(サポート)という3つの要素が必要になる。

- 本市では、全小中学校に図書室を設けているが、書架と閲覧スペースのみであり、電子書籍やオンラインデータベースを扱うスペースやグループ学習等を行うスペースは設けていない。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
開館時間	小学校	平均7時間	平均7時間	平均7時間
	中学校	平均21分	平均62分	平均68分
利用回数 (1人あたり1か月)	小学校	2.1回	2.6回	2.8回
	中学校	0.15回	0.18回	0.32回
貸出冊数 (1人あたり1か月)	小学校	1.8冊	2.4冊	2.8冊
	中学校	0.14冊	0.14冊	0.18冊



### ● 基本的な考え方(他市の記載例)

#### (千葉県浦安市)

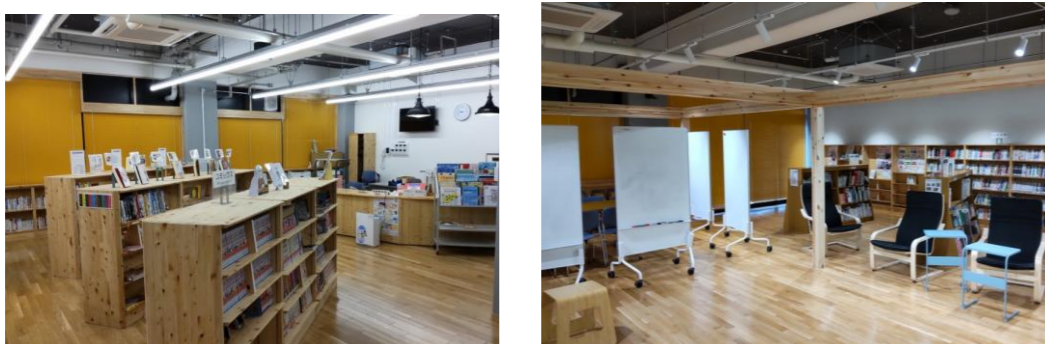
- 学校図書館を「読書センター」の機能はそのままに、「学習・情報センター」としての機能については、既存のコンピュータ室の一部機能を融合し発展させ、図書、コンピュータ、視聴覚教育メディアその他学習に必要な教材等を配備した「メディアセンター」として再整備を図る。

#### (神奈川県小田原市)

- 多様な学習を支援する学習センター、必要な情報を収集・選択・活用する能力を育成する情報センター、自発的に読書を楽しむ読書センターとしての機能に加え、ICTの活用による多様な活動を支えるメディアセンターとしての機能を有した空間とする。

● 他市事例

事例① 長寿命化改修時に学校図書館をメディアセンター化(大阪府泉大津市)



小津中学校 メディアセンター

- ✓ 令和7年現在小学校4校・中学校1校の改修を行い、学校図書館のメディアセンター化を実施している。
- ✓ メディアセンターは地域交流ゾーンに配置され、地域住民の活動拠点・交流拠点としても活用している。

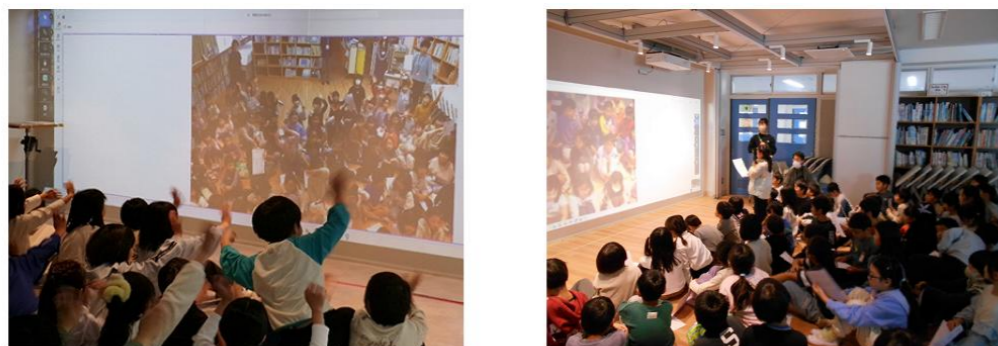
出典:泉大津市ホームページ

<https://www.city.izumiotsu.lg.jp/kakuka/kyoikuiinkai/kyoikusomu/tantougyoumu/gakkousisetu/rinyuuaru/1441700922925.html>

泉大津市教育委員会note

<https://izumiotsucity-edu.note.jp/n/n7aaf1e51c87d>

事例② 複数校のメディアセンターを繋いだ授業の実施(千葉県浦安市)



- ✓ 千葉県浦安市では、令和5年8月に「浦安市立学校における学校図書館のメディアセンター化に関する基本方針」を策定した。
- ✓ コロナ禍による学校図書館の利用制限や、1人1台端末が普及する中で、学びを深くするための図書館資料の活用、調べ学習、プレゼンテーション資料作成など、これまで図書館で行われてきたことのほとんどが教室で行われるようになったが、「紙の情報収集」と「電子の情報収集」の互いの良い点を組み合わせていくことが必要という視点より、学校図書館のメディアセンター化を図った。
- ✓ メディアセンターは、現在各校に整備中であるが、整備済みの学校間を結んだオンライン合同授業を実施する等の使い方も行われている。(上記画像は2年生の国語の時間に、「かさじぞう」を用いた2校での交流の様子)

出典:浦安市ホームページ

<https://www.city.urayasu.lg.jp/kodomo/kyoiku/1008160/1044807/1048274/1047393.html>

事例③ 学校の中心に「ラーニングcommons」を設置(東京都武蔵野市)



第一中学校 ラーニングcommons



小学校におけるラーニングcommonsのイメージ

- ✓ 東京都武蔵野市では、令和2年3月策定した「武蔵野市学校施設整備基本計画」において、図書、ICT機器、視聴覚教育メディアその他学習に必要な教材等を管理し、様々な情報を収集できる場所「ラーニングcommonsの整備」を打ち出し、児童生徒の活動範囲の中心に配置するとしている。
- ✓ 令和8年度現在、第一中学校と第五中学校で供用が開始。第一中学校では、木曜日に、生徒のための放課後の居場所「Chill Commons(チルcommons)」としての開放も行っている。
- ✓ 小学校についても同様のコンセプトで計画された、井之頭小学校と第五小学校の改築設計が公開されている。令和9年度末から10年度末にかけて、2校の改築が完了予定。

出典:武蔵野市立第一中学校ホームページ

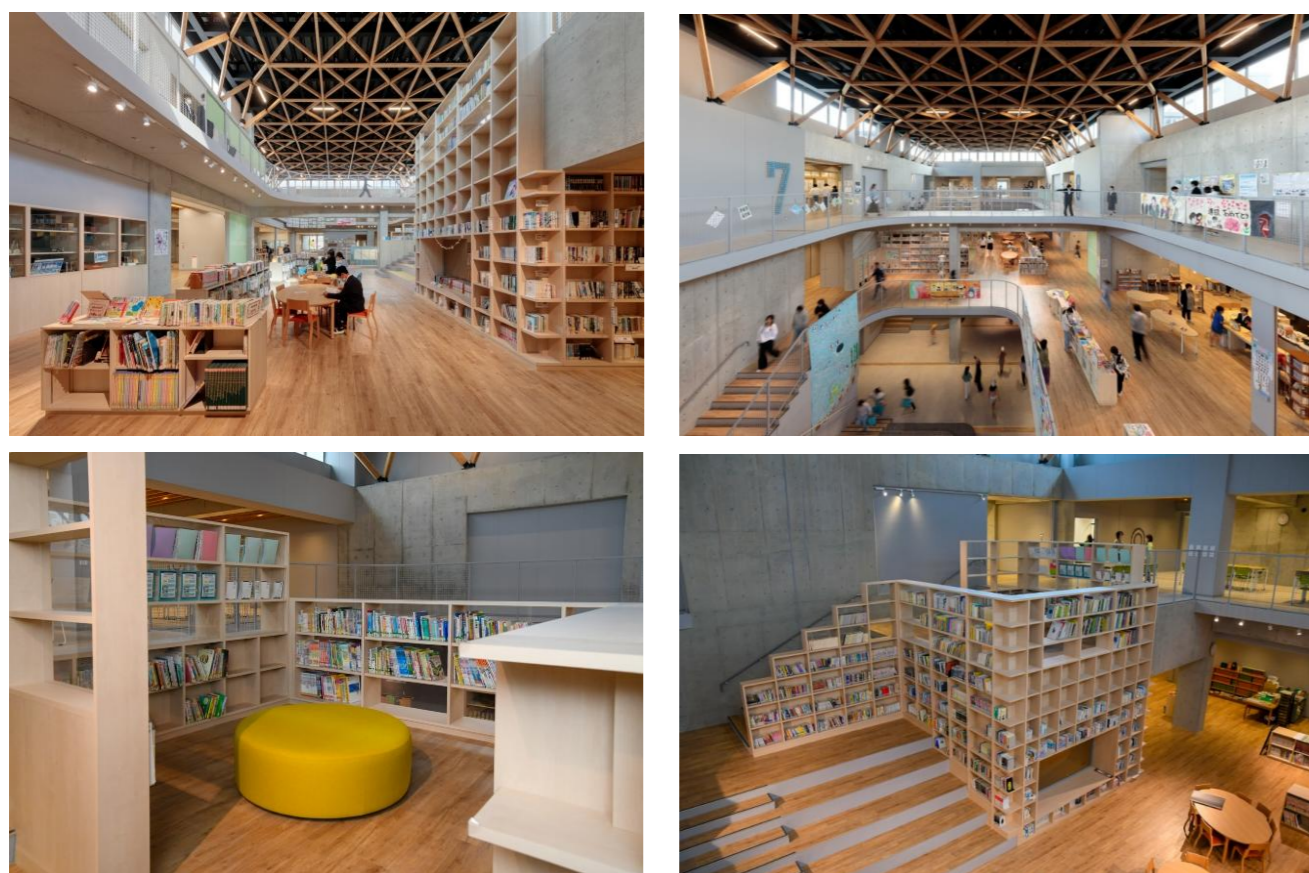
[https://dai1-jh.musashino-city.ed.jp/modules/hp\\_jpage1/blog\\_detail.php?page\\_parent=3051](https://dai1-jh.musashino-city.ed.jp/modules/hp_jpage1/blog_detail.php?page_parent=3051)

武蔵野市立第五小学校改築懇談会(第12回)資料3 「武蔵野市立第五小学校 コンセプトブック」

(令和7年1月)

● 他市事例

事例④ メディアcommonsを学校中央に配置(福岡県嘉麻市)



- ✓ 稲築東義務教育学校では2階部分にメディアcommonsを設置し、吹き抜け階段を取り込んだオープンな図書スペースを核にその周囲に理科室、音楽室、美術室等の特別教室を配置している。図書スペースを開かれたオープンスペースとすることで、教科ラウンジや特別教室へとゆるやかにつながる空間的な連続性が生まれている。
- ✓ メディアcommonsを含む学校全体の改築にあたっては、デザインビルド方式(設計施工一括方式)を採用し、老朽校舎更新の期間短縮を図っている。

出典:文部科学省 学校施設整備・活用のための共創プラットフォーム 新たな学校づくりのアイデア集  
[https://www.mext.go.jp/co-sha/ideas/case\\_kama\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/co-sha/ideas/case_kama_00001.html)

事例⑤ 2つのラーニングcommons(私立ドルトン東京学園)



ラーニングcommons1(教室棟)

ラーニングcommons2(STEAM棟)

- ✓ ドルトン東京学園では、ラーニングcommonsが2つある。
- ✓ 教室棟にラーニングcommons(LC)1を配置し、教室から飛び出してグループ活動をしたり、生徒や教員がリラックスしながら語り合える場となっている。
- ✓ また、「知の集積」エリアとされているラーニングcommons(LC)2がSTEAM棟に配置されており、展示やプレゼンテーションの場として機能しており、放課後は生徒が自然と集う場所にもなっているセンターエリア、協働的な学習の場となるラウンジ、書架エリア、コミュニケーション型閲覧シートや、間仕切りで高いプライバシー性を確保した熟考スペースなどのある閲覧室がある。



出典:国立教育政策研究所 教育改革国際シンポジウム『ウェルビーイングの観点から学校施設を見つめ直すー新しい学びを生み出す空間、支える場ー』東洋大学名誉教授 教育環境研究所所長 長澤 悟  
[https://www.nier.go.jp/shisetsu/event/2024/pdf/Nagasawa\\_r3\\_Jpn.pdf](https://www.nier.go.jp/shisetsu/event/2024/pdf/Nagasawa_r3_Jpn.pdf)  
 ドルトン東京学園公式ホームページ  
<https://www.daltontokyo.ed.jp/facilities/>

## ● 国による考え方・留意点

### 「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告(令和4年3月)

#### 第3章 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方

##### (2)新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方(5つの姿の方向性)

###### ①個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現する

###### iv) 読書・学習・情報のセンターとなる学校図書館の整備

- デジタル化の中で、学校図書館が読書・学習・情報のセンターとしての機能を十分に果たすことができるよう、学校における図書スペース、図書館の整備の在り方を捉え直す必要がある。
- 学校図書館を核とし、コンピュータ教室と組み合わせて、これらのセンターとしての役割を持たせる「ラーニング・コモンズ」を整備していくことも有効であり、ICTを活用することで、調べる、まとめる、発表するなどの学習活動を効果的・効率的に行えるよう工夫することが可能となる。
- また、例えば、どの教室からも利用しやすいよう、図書館を学校の中心に計画し、より一層の活用を図ることで、各教科等における調べ学習での活用や、こどもたちの自主的・自発的な学習、協働的な学習を促すことが可能となる。
- 学校図書館は、教室以外の、こどもたちが落ち着ける居場所となり得ることから、日常的に滞在したくなる魅力的な空間として整備していくことも重要である。

###### (創意工夫の例)

- 学校図書館をどの教室からも利用しやすく、地域に開放しやすい学校の中心に配置し、コンピュータ教室と関連づけて整備
- 学校図書館に、グループ学習や発表等ができるような、音にも配慮した小空間を配置
- テーブル、カウンター、ソファ等の家具を活用し、1人で集中して学習したり、グループで学習したりできる図書コーナーを配置

iv 関係: 読書・学習・情報のセンターとなる図書館



### 小学校施設整備指針(令和4年6月改訂)

#### 第4章 各室計画

##### 第2 学習関係諸室

###### 15 図書室

- 多様な学習活動に対応することができるよう面積、形状等を計画することが重要である。また、図書が日照により劣化しないよう適切に管理できる計画とすることが重要である。
- 1学級相当以上の机及び椅子を配置し、かつ、児童数等に応じた図書室用の家具等を利用しやすいよう配列することのできる面積、形状等とすることが重要である。
- 児童の様々な学習を支援する学習センター的な機能、必要な情報を収集・選択・活用し、その能力を育成する情報センター的な機能、学校における心のオアシスとなり、日々の生活の中で児童がくつろぎ、自発的に読書を楽しむ読書センター的な機能について計画することが重要である。
- デジタル化の中で、コンピュータ教室等と連携又は一体とし、児童の様々な学習活動を支える学習・情報センターとしての機能を持たせた計画とすることが望ましい。
- 学校司書、司書教諭、図書委員等が、図書室の運営、図書その他の資料の分類、整理その他の作業等を行うための空間を確保することが望ましい。
- 資料の展示、掲示等のための設備や視聴覚機器・情報機器を設置したブース等を設けることのできる空間を確保することも有効である。
- 児童がその時々状態に応じて居場所にてできる小空間・コーナー等の空間を、学習空間と有機的に関連づけて配置するなど、快適な空間を計画することが重要である。また、椅子やベンチ、畳、カーペットなどの家具を配置し、児童の自主的・自発的な学びや交流を生み出す工夫も有効である。
- 図書を分散して配置する場合は、役割分担を明確にし、相互の連携に十分留意して計画することが重要である。

### 中学校施設整備指針(令和4年6月改訂)

#### 第4章 各室計画

##### 第2 学習関係諸室

###### 15 図書室

小学校施設整備指針と同文。(児童⇒生徒)

# ①多目的スペース(オープンスペース・多目的ホール)※ ・多目的教室

※便宜上、「多目的スペース等」と表現する

## ● 多目的スペースとは

- 一斉指導による学習以外に、チームティーチング(複数教員による協力的指導)による学習、個別学習、少人数指導による学習、グループ学習、複数学年による学習等の活動及び児童生徒の学習の成果の発表などに対応するための多目的な空間。

## ● 多目的教室とは

- 従来の普通教室や特別教室と同様に扉での仕切りがある部屋で、少人数学習や外国語指導、ランチルームとして使用することができる。
- 指導体制のあり方の見直し等によって、教室が不足する場合でも、普通教室に転用することができる。

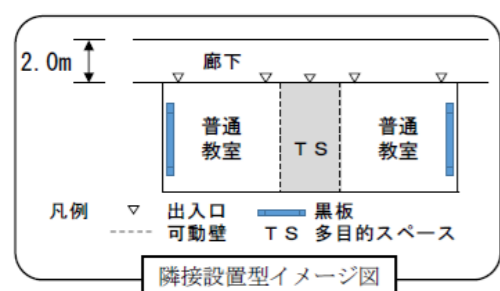
## ● 現状と課題

- グループワークや異学年交流、プレゼンテーションなど、多様な学習活動に柔軟に対応できる空間として、施設更新時に整備されている事例が多い。
- 多目的スペース等を整備する場合、3つの整備方法がある。

### (1)多目的スペース形式(隣接設置型、単独設置型)

#### ①隣接設置型:教室と隣接した位置に整備

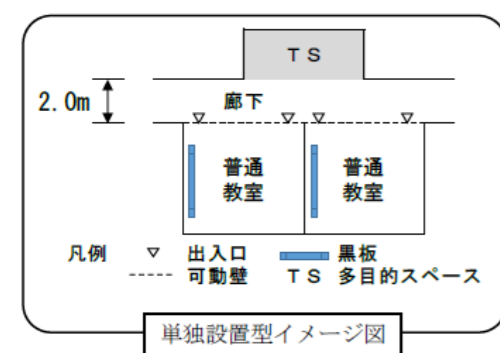
出典:小学校におけるオープンスペース活用のための計画要件  
～クラスター型小学校を対象として～東京理科大学垣野研究室



隣接設置型では、多目的スペース側の教室の壁を開放可能な壁とすることにより、教室と一体的な学習空間を整備します。

間仕切り壁の位置を変更することにより普通教室へ改修することができます。

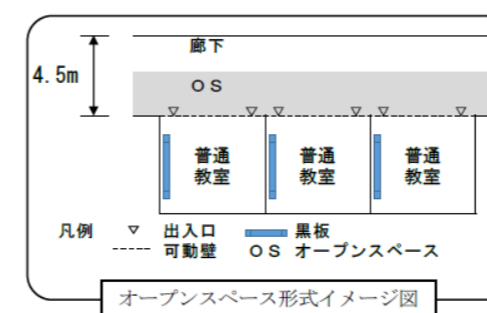
#### ②単独設置型(多目的ホール):教室と離れた位置に整備



単独設置型では、廊下を跨いだ配置となることから、児童の成長段階に照らして、利用学年を、中学年以上とする必要があります。

(つづき)

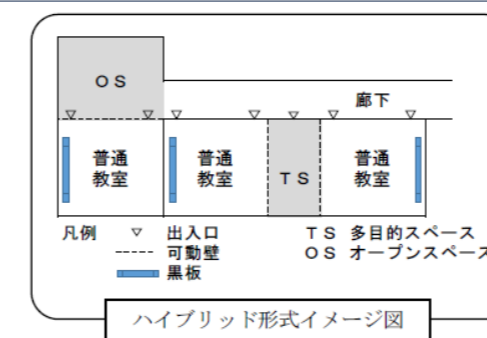
### (2)オープンスペース形式



教室前の廊下を拡張し、教室と廊下との間の壁を開放可能なものとする事により、教室と一体的な学習空間を整備する形態です。各教室に専有のスペースを設けられる特徴があります。

当該スペースの活発な利用を促すには、教室とは異なる家具を置くことや、グループで集まる事が出来る場所を確保することを想定し、廊下を含むオープンスペースの幅を4.5m以上確保する必要があります。

### (3)ハイブリッド形式(オープンスペース+多目的スペース)



オープンスペース形式と多目的スペース形式を併設する形態です。

各形式を併設することにより、各条件に合わせて柔軟に対応が可能です。

- どの形式でも具体的な使い方のイメージ共有が必須であることや、教室間の音対策・温熱環境の考慮が必要である。
- 本市では、荒井小学校において教室と廊下との間の壁を可動間仕切りにし、開閉できる仕様になっているため、教室を拡張できる仕組みとなっている。

	多目的スペース等	多目的教室
定義	普通教室と連続した開放的な空間	壁や扉で仕切られた部屋
場所	廊下や教室の隣接エリア	独立した教室内
主な用途	グループ学習、休憩、展示、交流	少人数指導、相談、特別授業
雰囲気	開放的・にぎやか、自由度が高い	閉鎖的・静か、集中できる
転用性	廊下の一部として機能する場合も	普通教室への転用が可能

## ● 基本的な考え方(他市の記載例)

### (神奈川県小田原市)

- 廊下を拡張したオープンスペースや少人数教室、多目的室等を普通教室に近接させ、可動式の間仕切りで開閉できるようにするなど、拡張性や可変性を確保する。
- 個別学習やグループ学習、対話や発表などの多様な学びのスタイルに柔軟に対応できるような設えや家具・教具を整備する。

### (東京都目黒区)

- 一斉指導による学習以外に、チームティーチングによる学習、複数学級による学習等の活動や、児童・生徒の学習成果の発表、講演会や保護者会の開催等、用途を限定しない多様な活動が行える空間とする。

● 他市事例

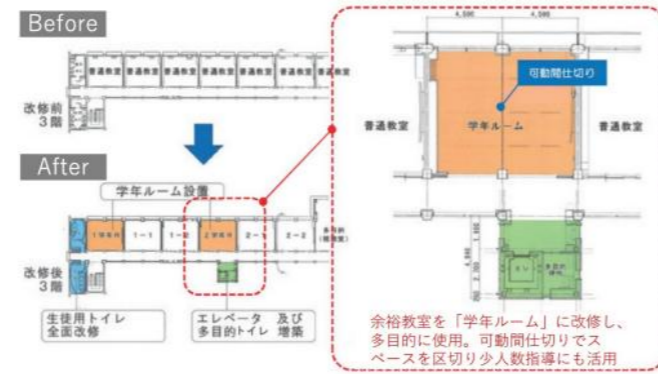
事例① 間仕切りのある多目的室への改装(富山県南砺市)



間仕切りを外した状態



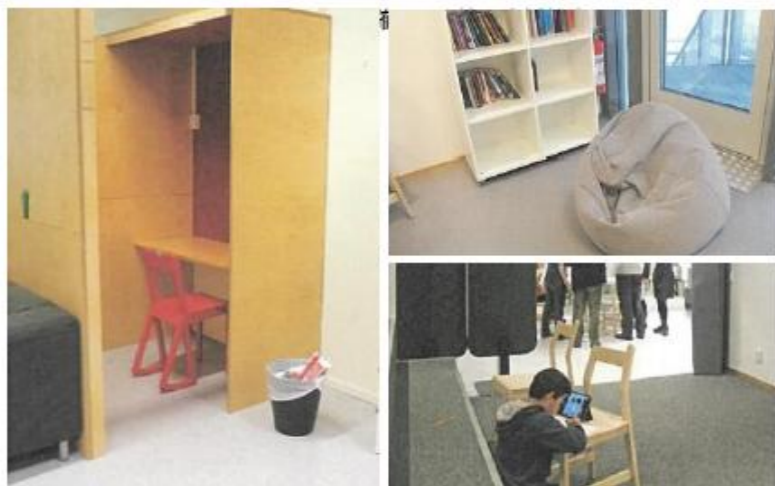
左右に分けて2つの教室として使用する場合



- ✓ 「生徒の主体的・協働的な学びづくり」が図れるよう、生徒数の減少により生じた余裕教室を「学年ルーム」や「教科専用室」として、普通教室と一体的に使用できる位置に整備。
- ✓ 普通教室サイズで、必要に応じて半室化できる多目的室を普通教室に並べて配置し、少人数授業や多目的室、国際教室などに活用。中央に間仕切りを設置している。

出典:文部科学省 学校施設整備・活用のための共創プラットフォーム 新たな学校づくりのアイデア集  
[https://www.mext.go.jp/co-sha/ideas/case05\\_inami.html](https://www.mext.go.jp/co-sha/ideas/case05_inami.html)

事例② クールダウンスペースの導入検討(神奈川県小田原市)



- ✓ 小田原市では、新しい学校の整備指針において、「多目的室の一角に、感情のコントロールが難しくなった子どもたちのためのクールダウン(カームダウン)スペースを設置する」としている。

出典:「小田原市新しい学校づくり施設整備指針」(令和7年4月) 小田原市教育委員会

事例③ 学校ごとに異なるオープンスペースの確保例(東京都目黒区)



写真-1【普通教室前のオープンスペース】  
緑ヶ丘小学校



写真-2【可動式ロッカーを移動し教室と一体空間とした例】  
緑ヶ丘小学校



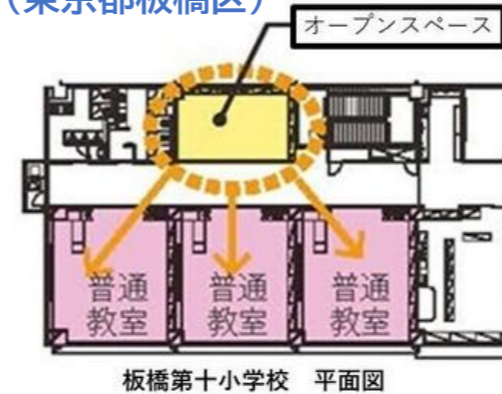
写真-3【廊下拡張型のオープンスペース】  
碑小学校



写真-4【可動間仕切りの教室】  
東山小学校

出典:「目黒区学校施設更新設計標準」(令和4年1月) 目黒区教育委員会

事例④ 学年単位でのオープンスペース共用と、発達段階に合わせた空間設計の例(東京都板橋区)



- ✓ 教員が主体性を持ってオープンスペースの活動方針を定めることにより、意識の共有が図られ、発達段階に合わせたオープンスペースを実現している。

出典:  
「板橋区立学校施設標準設計指針～基本理念編～」(平成28年3月)板橋区教育委員会

文部科学省 学校施設整備・活用のための共創プラットフォーム 新たな学校づくりのアイデア集  
[https://www.mext.go.jp/co-sha/ideas/case\\_itabashidaijuu\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/co-sha/ideas/case_itabashidaijuu_00001.html)



必要に応じて効果的に使える場(1年)



子どもが自分で選択して学習する(2年)



発表×創造(3年)



創造(4年)



対話(5年)



対話と集中(6年)

## ● 国による考え方・留意点

### 「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告(令和4年3月)

#### 第2章 新しい時代の学びの実現に向けて解決すべき学校施設の課題

##### (2) 学校施設の機能面等における現状と課題

###### (教室面積及び多目的スペースの整備状況)

- 多様な学習内容・学習形態に対応可能な多目的スペースを有する公立小中学校は、令和元年度で全体の約3割の状況である。多様な学習形態に対応した柔軟な運営ができる、使い方の自由度が高まるなどの効果がある一方、計画・設計において十分に検討されなければ問題となる特性として、音環境への配慮や温熱環境の確保などが挙げられる。

#### 第3章 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方

##### (2) 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方(5つの姿の方向性)

###### ① 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現する

###### ii) 多様な学習活動を展開できる教室空間

- 増築して教室を広げたり、教室空間に連続性を持たせたり、移動可能な家具を配置するなど、様々な工夫により、教室空間の改善・充実を図っている例がある。
- 多様な学習・活動に対応する観点から、教室周辺の空間について、教室、ワークスペース、テラスなどがつながり、活動に対応して自由に場所を選べる空間を設けるなどの工夫も有効である。例えば、水回りや屋外テラスがあれば簡単な実験ができ、ワークスペースがあれば少人数の議論や個別に集中した学習が可能になる。また、個人で集中したり、オンラインの活動を気兼ねなく行えるパーソナルスペース(小空間)を用意したりすることも有効である。

###### ii-2) 多目的スペースの活用による多様な学習活動への柔軟な対応

- 個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させる上で、多様な学習活動に柔軟に対応できる空間の整備が重要であり、多目的スペースを有効に生かすことが重要である。
- 既存施設においても、構造耐力上の必要性や、建築基準法や消防法等の各種法令等の整合などを把握・分析した上で、構造耐力上不要な壁等を撤去したり、部分的に増築したりすることで多目的スペースを設けることが可能であり、創意工夫により整備を推進していくことが有効である。
- 多目的スペース等を教室に隣接し連続するオープンな空間とする場合、計画・設計において十分に検討されなければ問題となる特性として、音環境や温熱環境を考慮し、天井・壁への吸音材の整備や、可動間仕切りの整備、家具の配置などの工夫、空調設備と断熱性能の確保、教職員の視野に活動全体が入るような間仕切りの在り方(開閉可能な可動間仕切りとする、見通しのよい透明ガラスの間仕切りを設ける等)への配慮も含め、総合的に計画することが必要である。
- 他方で、教職員との共通理解の不足や、周囲への音の懸念、学習活動を豊かなものとする壁や家具の不足などから、多目的スペースを設けていても、十分に活用しきれていない学校も少なからず存在している。こうした空間をより有効に活用するためにも、以下のような働きかけや工夫を行っていくことが重要である。

###### (多目的スペースの活用を促進するための働きかけ・工夫例)

- 学校施設の計画・設計において、設計者と学校の教職員があらかじめ密接なコミュニケーションを図り、新しい時代の学びを実現する施設づくりの目標を共有し、合意形成を図りながら検討する。
- 単にハード面の整備にとどめず、多目的スペース内の壁や間仕切りについては、掲示したり、空間の仕切りとしたりするなど多様な学習活動を生み出す要素として計画する。また、教材をはじめ、学校用家具などの設置や活用まで視野に入れた対応を図る。
- 学級内の閉じた発想を乗り越え、学校全体の広がりの中で多目的な空間を活用していくノウハウ・アイデアを蓄積・共有する。
- 各学級におけるより積極的な活用を想定し、担任の裁量で使用できる共用空間の計画を考える。

ii-2 関係: 学習活動に柔軟に対応できる多目的な空間



###### ix) 多様な教育的ニーズのある児童生徒への対応

###### (児童生徒の多様化への対応)

- 子供の理解度や認知の特性等に応じて自分のペースで安心して学ぶことができるよう、ICT も活用しつつ、個別学習や少人数学習など多様な学習形態に対応できる多目的な空間を整備することが重要である。
- 外国籍の児童生徒に加え、日本国籍ではあるが日本語指導を必要とする児童生徒も増加していることを踏まえ、個別にサポートができるスペースを確保することが重要である。

## ● 国による考え方・留意点

### 小学校施設整備指針(令和4年6月改訂)

#### 第4章 各室計画

#### 第2 学習関係諸室

#### 3 多目的教室

- (1) 学習内容・学習形態・発達段階等に応じ各種のコーナーを形成したり、各種の机、収納家具等を弾力的に配列し、かつ、収納できるような面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 多様な学習内容・学習形態に対応するとともに、総合的な学習の活動の場として、個別学習、少人数指導による学習、グループ学習等に対応できる計画とすることが重要である。
- (3) 学年、全校等で利用する広い面積の多目的教室を計画する場合は、利用方法等に応じ適宜空間を分割することのできるよう計画することも有効である。
- (4) 必要に応じ簡単な観察、実験等が可能となるような水栓、流し等の設備を設置することのできる空間を確保することも有効である。

### 中学校施設整備指針(令和4年6月改訂)

#### 第4章 各室計画

#### 第2 学習関係諸室

#### 3 多目的教室

- (1) 各種机、収納家具等の家具の導入・利用計画と併せて、利用する集団の規模及び数、学習内容、学習方法等に応じ、面積、形状等を計画することが重要である。
- (2) 小学校施設整備指針(3)と同文。
- (3) 学習・情報センターとして計画する場合は、必要となる各種教材、教具等の収納空間及び学習空間を確保することのできるような面積、形状等とすることが望ましい。
- (4) 特別教室又は教科教室のまとまりの中に学習・情報センターとして計画する場合は、必要に応じ簡単な観察、実験等が可能となるような水栓、流し等の設備を設置することのできる空間を確保することも有効である。

## ⑨管理諸室(校長室・職員室・事務室)

### ● 環境改善に向けた動き

- 新しい時代の学びを実現するため、さまざまな教育方法や教育活動が行われている。また、働き方改革による勤務時間の削減やウェルビーイングの向上が求められている。

こうした中、打合せスペースや休憩スペース、十分な執務スペース等といった教職員スペースを充実させ、教職員のスキルアップや教育の質の向上に向けて環境整備を実施している事例もある。

- 教職員スペースに必要な4つの場

#### ①個人作業のための場

効率的に校務を行うために、個人で集中して作業できる場(机面やスペース)が必要である。個人の領域を構成する要素である収納の確保も重要である。

#### ②協働作業のための場

協働的に教材を作成することや、多様な専門職との連携、教職員間で対話する場が必要。

#### ③リフレッシュの場

休養・休憩ができる場や、ラウンジなど集中力を高める気分転換とケアの場が必要。

#### ④こどもたちとコミュニケーションを取るための場

授業外での学習相談や進路相談など、こどもたちとコミュニケーションを取るための場が必要。



### ● 現状と課題

- 職員室と校長室が連結していない学校があり、一定の独立性や機密性を確保できる一方で、物理的な距離があることによる日常的なコミュニケーションの減少や情報共有の遅れ、緊急時や迅速な判断が求められる場面での意思決定のスピードの低下などの懸念がある。
- 休憩時間は労働から完全に開放されることを保障される時間であるが、休憩スペースがなくリフレッシュできる環境が少ない。
- 少人数での会議スペースがないため、図書室を活用したり校長室で会議をしたりしている。
- 本市では、校長室、職員室、事務室がそれぞれ設置されているが、職員室と事務室が一体となった校務センターやフリーアドレスを導入して席を固定しないなどの工夫をしている事例がある。

### 【職員室】



### 【校長室】



### 【事務室】



### ● 基本的な考え方(他市の記載例)

#### (神奈川県座間市)

- 個人・グループのワークスペースや教職員の休憩スペースを設置する。
- ロビー、応接室や電話スペースの設置等校務を行いやすい環境にする。
- 心にゆとりをもてる職場環境として、先生の姿が身近に感じられる空間へ。

#### (神奈川県小田原市)

- 職員室をはじめとする管理諸室は十分な広さを確保する。
- 打合せスペースや休憩スペース、作業スペースを充実させるとともに、子供たちが気軽に相談しやすい設えとする。
- 個別支援員等の非常勤職員やスクール・サポート・スタッフが利用できるよう、一部フリーアドレスの執務スペースを整備する。
- 個人情報を保管するスペース等、十分な収納を確保する。

● 他市事例

事例① 働きやすい環境づくり(東京都江東区)



✓ 江東区では、「江東区学校施設の将来ビジョン」において以下の3点を職員室の設備方針としている。

方針1 十分な執務スペースの確保

✓ 教員間の打合せや作業スペースのほか、学校支援スタッフ(講師等)の共用作業スペースにも配慮した十分なスペースを確保して、快適に働ける執務空間を整備します。

方針2 見守りやすい配置

✓ 学校の拠点となる職員室は、来校者や校庭の状況が把握しやすい位置に計画し、校庭へ容易にアクセス可能な動線計画とします。

方針3 情報セキュリティの確保とコミュニケーションのしやすさの両立

✓ カウンターの設置など職員室の情報セキュリティを確保しつつ、児童や生徒と教員が円滑にコミュニケーションができて相談に対応できる設えを計画します。

出典:「江東区学校施設の将来ビジョン」(令和7年3月) 江東区教育委員会

事例② 職員室への休憩スペース設置検討(神奈川県小田原市)



✓ 「小田原市新しい学校づくり施設整備指針」では、新しい学校の職員室のあり方について、教職員の打合せスペース、休憩スペース、作業スペースの充実が挙げられている。

出典:「小田原市新しい学校づくり施設整備指針」(令和7年4月) 小田原市教育委員会

事例③ 職員室のフリーアドレス化(東京都板橋区)



職員室レイアウト

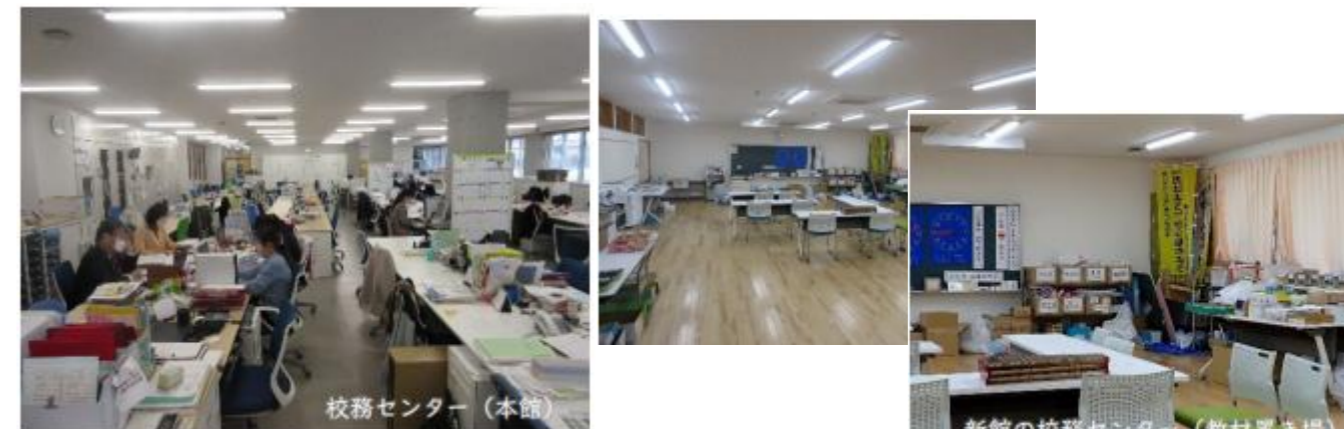
フリーアドレスの職員室

- ✓ 板橋区立板橋第十小学校では、専門スタッフの増加に伴い座席不足の懸念があった。このため、教職員のワークショップを開催し、学年単位のグループアドレスからフリーアドレスに模様替えを行った。
- ✓ 集中して作業を行う場合は教室を使用し、職員室をラウンジのように活用している。
- ✓ 教室がオープン形式なため、隣の教室の教員ともコミュニケーションを取りやすい。必要な情報は、パソコンの掲示板機能で情報共有している。

出典:「教職員スペースの在り方に関する調査研究」国立教育政策研究所文教施設研究センター

[https://www.nier.go.jp/05\\_kenkyu\\_seika/pdf\\_seika/r06/r0604-01\\_kenkyuhonbun.pdf](https://www.nier.go.jp/05_kenkyu_seika/pdf_seika/r06/r0604-01_kenkyuhonbun.pdf)

事例④ 校務センターの設置(茨城県つくば市)



校務センター(本館)

校務センター(新館)および教材置き場

- ✓ 茨城県つくば市立学園の森義務教育学校(令和5年児童生徒数1,797名)では、増築時に新館にも校務センター(職員室に相当)を設置。新館に教室を持つ1~2年生と特別支援学級の教員が使用している。
- ✓ 新館の校務センターは、教材置き場と作業スペースがあり、コミュニケーションが取りやすい。
- ✓ 本館の校務センターは、前期および後期課程の教員が使用し、交流が生まれている。
- ✓ 情報伝達にはTeams(全体チャンネル及び学年チャンネル)やチャットを積極的に活用している。

出典:「教職員スペースの在り方に関する調査研究」国立教育政策研究所文教施設研究センター

[https://www.nier.go.jp/05\\_kenkyu\\_seika/pdf\\_seika/r06/r0604-01\\_kenkyuhonbun.pdf](https://www.nier.go.jp/05_kenkyu_seika/pdf_seika/r06/r0604-01_kenkyuhonbun.pdf)

## ● 国による考え方・留意点

### 「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告(令和4年3月)

#### 第3章 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方

##### (2)新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方(5つの姿の方向性)

###### ①個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現する

###### vi) 学校における働き方改革を推進し、パフォーマンスを最大化するための執務空間

- 学校施設は児童生徒の学習・生活の場であるとともに、教職員が働く場でもある。そのため、授業を行う教室はもとより、職員室や準備室等においても、教職員がより効果的・効率的に授業の準備や研修、様々な校務等を行うことができるよう、執務環境としてふさわしい基本的な機能を確保する必要がある。
- また、学年や教科等を超えた横断的な観点で学校全体を運営していくことや、支援スタッフの参画等、多様な人材による「チーム学校」として学校運営を進めていくことが求められていることから、多くの関係者と連携・交流ができる環境とすることが重要である。
- 職員室は、教職員が円滑に執務、作業、打合せ等を行うことができるよう、十分なスペースを確保するとともに、統合型校務支援システム等を含め、常時ICT が活用できる環境を整備することが重要である。
- また、遠隔・オンライン教育のための映像コンテンツ制作も含めた教材の研究・準備やオンライン会議・研修を行うスタジオなどの空間を整備することが重要である。
- 「チーム学校」としてパフォーマンスを最大化することができる機能性や居住性等をもった執務空間としていくため、日常的なコミュニケーションを誘発し、リフレッシュできるラウンジなどのスペースを整備することも重要である。

###### (創意工夫の例)

- 映像コンテンツ制作・編集やオンライン会議・研修のためのスタジオを整備
- リフレッシュや休憩、教員同士の情報交換等ができるゆとりのあるラウンジを整備
- 教材の制作や打合せ、個人や協働による作業等のための共用空間を確保
- プリンタを校内適所に分散配置し利便性を確保

vi 関係:映像編集やオンライン会議のための  
スタジオ機能、ラウンジのある執務空間



### 小学校施設整備指針(令和4年6月改訂)

#### 第4章 各室計画

##### 第10 管理関係室

###### 2 校長室

- 校長室は、必要に応じ他の管理関係室と区画し、応接や各種資料等を保管するための家具等を設置できる面積、形状等とすることが重要である。
- 学校の歴史等に関わる各種資料等を保管し、展示するための家具等を設置できる空間を校長室に確保することも有効である。
- 会議や児童に対する特別指導のための小室や、訪問者への応対や教職員との打合せのできるコーナー等の空間を、室内又は隣接した位置に計画することが望ましい。

###### 3 職員室

- 事務処理のための机、椅子等の家具を適切に配置し、書棚、掲示板、ロッカー等を十分に設置できるようにするとともに、各種の文書、教材・教具等の保管のために必要な面積、形状等とすることが重要である。
- 職員室内に防災関係設備を配置する場合は、自動火災報知器、防排煙連動操作盤等の設備や非常用放送設備等との関連を図り適切な空間を確保することが重要である。
- 情報機器や事務機器を利用し教材の制作、管理などを行うことのできるコーナー等の空間を確保したり、遠隔会議システムや、児童の出欠状況や多様なカリキュラムの管理、児童への情報伝達や児童からのレポート等の提出、情報共有等、校務全般を実施するために必要となる機能を実装した統合型校務支援システム等において情報機器や情報ネットワークを活用できる環境を計画することが重要である。
- 学校規模等によっては、必要に応じ、学年ごと等に分散した教師コーナーを確保することも有効である。
- 印刷機器の設置、用紙等の収納に必要な面積、形状等の印刷室を、職員室に隣接して計画することが望ましい。また製本や、教材の制作や打合せ等のための作業空間を確保できるよう計画することも有効である。
- 日常的な児童とのコミュニケーションが促されるよう、情報管理に配慮しつつ、落ち着いて相談や談話等を行うことのできる空間を設けることも有効である。
- リフレッシュや休憩、打合せ、情報交換、協働作業等ができ、湯沸し・流し等を備えたゆとりのある空間を職員室と一体に、又は隣接した位置に確保することが重要である。
- 情報管理に十分配慮し、必要に応じて、児童や外来者の立ち入り範囲を明確にゾーニングできることが重要である。

###### 5 事務室

- 事務処理のための机、椅子等の家具、書棚、ロッカー等の収納家具、各種事務機器等を十分かつ適切に配置できる面積、形状等とすることが重要である。
- 必要に応じ、事務室の前面に、児童等への応対のための空間を計画することが望ましい。
- 資料等の収納・保管のための空間は、資料等を出し入れしやすいよう分類して保管し、整理することのできるような面積、形状等とすることが重要である。

## 中学校施設整備指針(令和4年6月改訂)

### 第4章 各室計画

#### 第10 管理関係室

##### 2 校長室

小学校施設整備指針と同文。(児童⇒生徒)

##### 3 職員室

(1)から(3)、(5)から(8)は小学校施設整備指針と同文。(児童⇒生徒)

(4) 学校規模等によっては、必要に応じ、学年ごと或いは教科ごとの分散した職員室或いは教師コーナーを確保することも有効である。

##### 5 事務室

小学校施設整備指針と同文。(児童⇒生徒)